

日本パール株式会社
代表取締役 前原 俊浩 様

千葉県知事 堂本 暁子

日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価準備書
に対する意見（通知）

平成17年8月1日付けで送付のあった標記準備書について、千葉県環境影響評価条例第21条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該準備書について、環境の保全の見地に立ち、大気質・水質等の調査、予測及び評価並びに環境保全対策を慎重に検討したところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

当該事業は、大規模な廃棄物焼却施設を設置し、大量の廃棄物を処理する計画であることから、ダイオキシン類等の有害物質対策を含め、大気質及び水質等への環境影響の低減及び廃棄物処理施設の維持管理の徹底に一層の努力を払うようお願いいたします。

記

1 大気質にかかわる事項

ばい煙の排出諸元について、その成分変動の解析を含め、管理目標値の設定根拠を明らかにすること。

また、設定した管理目標値を超えないよう、運転管理の徹底を図るとともに、排ガス処理に当たっては、より良い技術の導入に努めること。

2 水質にかかわる事項

第2プラントから発生する工程排水にはカドミウム、鉛、亜鉛、クロム及びダイオキシン類等が含まれることから、設定した管理目標値を超えないよう、運転管理の徹底を図るとともに、排水処理に当たっては、より良い技術の導入に努めること。

また、ダイオキシン類については、放流先の水路において環境基準を超えていることから、排出量の更なる低減に努めること。

3 悪臭にかかわる事項

悪臭による生活環境への支障が生じないように、廃棄物処理施設の維持管理の徹底を図るとともに、悪臭対策として、より良い技術の導入に努めること。

4 監視計画にかかわる事項

- (1) 供用時の水質について、ダイオキシン類を事後調査項目に追加すること。
- (2) 供用時の水底の底質について、排水中に含まれる有害物質が底質に蓄積される可能性があることから、事後調査の結果に応じて、調査期間の延長を検討すること。
- (3) 供用時の施設の稼動に伴う騒音・振動について、騒音・振動レベル最大地点を調査地点として追加すること。